

姉妹都市交流パートナーシップ協定書

愛媛県宇和島市（以下「甲」という。）とお茶の井ヶ田株式会社（以下「乙」という。）は、姉妹都市間の交流促進に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と甲の歴史姉妹都市である仙台市をはじめとする東北地方との交流を推進するため、甲及び乙が互いの資源を有効に活用し、相互の協力と密接かつ持続的な連携を図ることを目的とする。

（協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について、積極的に協力し、及び連携することとする。

- （1） 地場産品の販売促進を通じた経済交流に関すること。
- （2） 姉妹都市交流イベントへの協力に関すること。
- （3） その他、姉妹都市交流の推進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく協力・連携を円滑かつ効果的に進めるため、連絡調整、情報交換等を行うものとする。

（確認事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結により、乙が甲以外の地方公共団体等と協力し、及び連携すること、又は甲が乙以外の民間企業等と協力し、及び連携することを妨げるものではないことを相互に確認する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年2月28日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密につ

いて、本協定の有効期間中又は終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び立会人は、それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月11日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市
市長 岡原文彰

乙 宮城県仙台市青葉区大町2丁目7番23号
お茶の井ヶ田株式会社
代表取締役社長 井ヶ田健一

立会人 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
仙台市
市長 部和子

宮城県仙台市若林区清水小路6番地の1
宮城第一信用金庫
理事長 菅原長男

愛媛県宇和島市本町追手2丁目8番21号
宇和島信用金庫
理事長 清家義幸